京都市告示第 10号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、次の者を京都市公金収納受託者として、京都市文化財ブックス等(以下「ブックス等」という。)の販売に係る公金の徴収、収納事務を委託します。

令和2年4月1日

京都市長 門川 大作

京都市公金収納受託者	委託をする事務の内容	委託する期間
公益社団法人京都市観光	ブックス等販売代金の徴収,	令和2年4月1日から令
協会	収納事務	和3年3月31日まで
公益財団法人京都市埋蔵	ブックス等販売代金の徴収,	令和2年4月1日から令
文化財研究所	収納事務	和3年3月31日まで
公益財団法人きょうと京	ブックス等販売代金の徴収,	令和2年4月1日から令
北ふるさと公社	収納事務	和3年3月31日まで

(文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課)